

京都市特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第74号

京都市特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則

京都市特別職報酬等審議会規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「並びに」を「、」に改め、「給料」の右に「の額並びに本市の非常勤の職員（地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員並びに同条第1項に規定する委員に限る。）の報酬」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)